

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第27回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成19年2月9日（金） 15：00～16：45

### 2 場所

最高裁判所公平審理室

### 3 出席者

（委員）有田知徳，池田修，伊藤眞，大川眞郎，奥田昌道（委員長），富越和厚，  
中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，戸倉審議官，中村総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，堀田人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成19年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ 平成19年4月の出向からの復帰候補者等について
- ・ 平成19年下半期の判事の再任候補者について
- ・ その他

#### （2）次回以降の予定等について

### 5 配布資料

平成19年6月以降の指名諮問委員会開催予定（案）

指名諮問委員会のスケジュール案

### 6 議事

#### （1）協議

協議に先立ち，退任した佐藤委員の後任として富越委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成18年下半期の再任候補者及び平成19年1月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成19年10月期の弁護士任官候補者、平成19年4月の出向からの復帰候補者等及び平成19年下半期の判事の再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・ 平成19年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまでも繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、当面は、弁護士に指名候補者名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、弁護士任官候補者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、候補者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、候補者の指名の適否に関する情報があれば、これを直接地域委員会に提出してもらうよう周知依頼していること、候補者が調停官になっている場合は、調停官としての執務状況に関する所長作成の報告書が最高裁判所から提出されている旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、5月31日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ 平成19年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している者19人について、候補者の略歴、出向先から得た候

補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、2人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。また、裁判官から出向している者2人については、出向期間が3年以下であることから、出向からの復帰候補者として諮問の対象とはならないが、平成19年4月に判事任命資格を取得することから、平成19年4月期に判事に任命すべき者として指名することの適否について審議され、いずれも判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

続いて、平成19年4月に検事から出向予定の者1人について、候補者の略歴、現在の勤務先から得た候補者の執務状況等を記載した書面等を基に、判事補として指名することの適否について審議され、判事補として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成19年下半期の判事の再任候補者について

今回諮問された候補者について、重点審議者とすべきかどうかについて審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、5月31日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する。その際には、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広

く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、従前と同様に、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、この当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

- ・ 答申後に提出された情報の取扱いについて

庶務から、平成18年12月8日の委員会において、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると答申された者に関し、札幌弁護士会所属の弁護士から札幌地域委員会に対し、平成18年12月26日付けで情報提供があったことが報告された。審議の結果、この情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないことが確認された。

(2) 次回以降の予定等について

- ・ 平成19年6月以降の委員会開催予定について

庶務から、「平成19年6月以降の指名諮問委員会開催予定(案)」及び「指名諮問委員会のスケジュール案」に基づき、今後の審議スケジュールが提案され、了承された。

- ・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、学識経験者から参加していた中田委員、井堀委員が伊藤委員、平木委員と交代し、その他のメンバーについては留任することとされた。

- ・ 次回の予定について

次回の委員会は、6月29日(金)午後1時30分から開催され、平成19年下半期の判事の再任候補者等について審議することとなった。

以 上